

皆伐後の植栽に対する支援について

1. 植栽に対する支援の概要

皆伐後の植栽に対しては、森林環境保全直接支援事業（国補造林事業）により、国及び県が植栽作業（人工造林、下刈り、獣害防護施設の設置・改良）に係る経費の約7割を補助しています。

（国：県 = 3：1）

これに加えて、三重県においては、二ホンジカによる苗木の食害が多くみられるため、植栽地の周囲への獣害防護柵の設置に対し、みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業により、経費の全額を支援しています。

2. 森林環境保全直接支援事業予算の推移

森林環境保全直接支援事業予算については、大幅な増額を見込みがたい状況にありますが、限られた予算の中で、植栽作業に対し優先的に配分を行っています。

